

# 資料 No.1

令和 7 年 10 月 7 日

学区自治連合会長様  
自治会長様

滋賀県緑化推進会  
大津支部長 佐藤 健司

## 令和 7 年度生活環境の緑づくり事業について（ご案内）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
平素より当会の緑化推進事業に格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。  
さて、今年度も生活環境の緑づくり事業を実施いたします。  
当該事業に係る植樹にご協力いただける場合は、ご希望の苗木等を記入の上、事業  
計画書に位置図と植栽予定地の現況写真を添えて、公園緑地課までご提出いただきます  
ようお願いいたします。  
また、本市全体のご希望数が県による配分を超えた場合は、ご希望内容に添えない場合が  
ございます。

### 記

- 1 提出書類 事業計画書（様式第 2 号）、位置図、植栽予定地の現況写真（カラー）
- 2 樹種一覧 ○樹種等の選定にあたっては、「樹種一覧」をご参照の上ご記入  
ください。  
○「樹種一覧」は、当事業実施以外に使用しないでください。
- 3 提出期限 令和 7 年 11 月 21 日（金）必着
- 4 留意事項 別紙参照

滋賀県緑化推進会大津支部  
大津市都市計画部公園緑地課  
〒520-8575 大津市御陵町 3 番 1 号  
担当：管理第 2 係 浅野・大塚  
TEL：077-528-2784 FAX：077-525-7052

## 「生活環境の緑づくり事業」実施上の留意事項

- ① 植樹場所は、地域の所有地等にお願いします。なお、樹木については、植樹場所の所有者と協議の上、承諾を得てください。

※事業計画書「⑦土地の所有者の承諾」にご記入お願いします。

※大津市の公園内への植栽はできません。

- ② 苗木等の受け取りは各団体で、改めてお知らせする日時に皇子山陸上競技場横の指定の場所まで受け取りに来てください。配送はいたしかねます。

- ③ 植樹された苗木につきましては、申請者において管理（剪定等）していただきますようお願いします。

- ④ 苗木等の配布日につきましては、後日連絡します。

※3月上旬配布予定。

- ⑤ 植樹後に、完了報告書、植樹台帳、位置図、植栽写真（カラー）のご提出をお願します。様式は後日送付します。

# 生活環境の緑づくり事業計画書 作成要領

事業計画書は、下記のとおり作成していただきますようお願いいたします。

## ■事業計画書（様式第2号）

- ・団体名、代表者名をご記入ください。
- ・「①施行箇所・施設等名称」は、植栽を行う場所または施設の名称をご記入ください。
- ・「②植栽地所有者」は、植栽を行う場所の所有者（団体）名をお書きください。
- ・「③No.」「④樹種」「⑤本数」は、別紙「樹種一覧」をご覧いただき、ご希望の樹種の内容をお書きください。
- ・「⑥植栽予定期」は、苗木の配布予定期が3月上旬になるため、3月上旬以降でご記入ください。  
(日付までは結構です)
- ・「⑦土地の所有者の承諾」は、植栽を行う場所または施設の所有者の承諾をお取りいただき、「○月○日、承諾済み」とご記入下さい。

## ■位置図

- ・植栽場所または施設がわかるよう、広域の地図にて図示してください。



## ■写真

- ・植栽場所の様子がわかるよう、カラーの写真を添付してください。

## ■提出

- ・提出期限：令和7年11月21日（金）
- ・提出先：大津市都市計画部公園緑地課

滋賀県緑化推進会大津支部  
大津市都市計画部公園緑地課  
担当：管理第2係 浅野・大塚  
TEL：077-528-2784

様式第2号

令和7年度「緑の募金」生活環境の緑づくり事業計画書

令和7年 月 日

滋賀県緑化推進会

大津支部長 佐藤 健司 あて

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

〒

住所（代表者）\_\_\_\_\_

TEL. \_\_\_\_\_ FAX. \_\_\_\_\_

「緑の募金」生活環境の緑づくり事業実施要領第4の（3）の規定に基づき、令和7年度「緑の募金」生活環境の緑づくり事業計画書を提出します。

①施行箇所・施設等名称	②植栽地所有者	希望の苗木			⑥植栽予定期	⑦土地（植栽地）所有者の承諾
		③No.	④樹種	⑤本数		

注1 ○計画書添付資料

1. 植栽場所を明らかにした位置図

2. 植栽地全体が判明する植栽前写真（カラー写真）

## 記載例

様式第2号

## 令和7年度「緑の募金」生活環境の緑づくり事業計画書

令和7年 月 日

滋賀県緑化推進会

大津支部長 佐藤 健司 あて

団体名 〇〇自治会  
 代表者名 会長 〇〇 〇〇  
〒520-0000  
 住所 (代表者) 大津市〇〇 〇〇-〇〇  
 TEL. 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX. 〇〇〇-〇〇〇〇

「緑の募金」生活環境の緑づくり事業実施要領第4の(3)の規定に基づき、令和7年度「緑の募金」生活環境の緑づくり事業計画書を提出します。

①施行箇所・施設等名称	②植栽地所有者	希望の苗木			⑥植栽予定期	⑦土地(植栽地)所有者の承諾
		③No.	④樹種	⑤本数		
〇〇広場	〇〇自治会	78	ハナミズキ (アメリカヤ マボウシ) 赤	3	3月中旬	〇月〇日 承諾済み
"	"	80	モクレン (赤紫)	1	3月中旬	〇月〇日 承諾済み
"	"	102	2脚鳥居支柱 添柱無	4	3月中旬	〇月〇日 承諾済み
		支柱は苗木が 1.0m以上 のもの のみ対象				

注1 ○計画書添付資料

1. 植栽場所を明らかにした位置図
2. 植栽地全体が判明する植栽前写真 (カラー)

令和7年度生活環境緑化対象樹木の苗木（99種類）、支柱（3種類）および食害防止資材一覧

NO	樹種	樹の区分	規格(m)
1	アベリア(ハナゾノツクバネウツギ)	常緑広葉樹・低木	0.5
2	イヌツゲ	"	0.5
3	カンツバキ	"	0.4
4	キリシマツツジ(クルメツツジ)	"	0.5
5	キンメツゲ	"	0.5
6	クチナシ	"	0.5
7	サツキ	"	0.3
8	ジンチョウゲ	"	0.5
9	セイヨウシャクナゲ	"	0.3
10	センリョウ	"	0.5
11	ナンテン	"	0.5
12	ハクチョウゲ	"	0.5
13	ヒイラギナンテン	"	0.3
14	ヒラドツツジ	"	0.5
15	マメツゲ	"	0.4
16	アセビ	"	0.5
17	シャリンバイ	"	0.5
18	ボックスウッド	"	0.5
19	ロウバイ	落葉広葉樹・低木	0.4
20	アジサイ	"	0.4
21	ウメモドキ	"	0.5
22	キンシバイ	"	0.5
23	コムラサキシキブ	"	0.5
24	ドウダンツツジ(白)	"	0.5
25	ニシキギ	"	0.5
26	ハコネウツギ	"	0.5
27	ハナズオウ	"	0.5
28	バラ(赤)	"	0.5
29	バラ(白)	"	0.5
30	フヨウ	"	0.3
31	ムクゲ	"	0.5
32	ユキヤナギ	"	0.4
33	ライラック(ムラサキハシドイ)	"	0.5
34	レンギョウ	"	0.5
35	アラカシ	常緑広葉樹・高木	1.5
36	ウバメガシ	"	1.5
37	オトメツバキ	"	1.5
38	カクレミノ	"	1.5
39	キンモクセイ	"	1.5
40	クスノキ	"	1.5
41	クロガネモチ	"	1.5
42	ゲッケイジュ	"	1.5
43	サザンカ(赤)	"	1.5
44	サザンカ(白)	"	1.5
45	シイ(コジイ、スダジイ)	"	1.5
46	シラカシ	"	1.5
47	セイヨウベニカナメ(レッドロビン)	"	1.5
48	タラヨウ	"	1.0
49	ヒイラギモクセイ	"	1.5
50	マサキ	"	1.5
51	マテバシイ	"	1.5
52	モチノキ	"	1.5

NO	樹種	樹の区分	規格(m)
53	ヤブツバキ	〃	1.5
54	ヤマモモ	〃	1.5
55	イタヤカエデ	〃	1.5
56	ウメ 赤	落葉広葉樹・高木	1.5
57	ウメ 白	〃	1.5
58	エノキ	〃	1.5
59	エゴノキ	〃	1.5
60	クヌギ	〃	1.5
61	ケヤキ	〃	1.5
62	コナラ	〃	1.5
63	コブシ	〃	1.5
64	サクラ(ヤマザクラ)	〃	1.5
65	サクラ(シダレザクラ)	〃	1.5
66	サクラ(エドヒガン)	〃	1.5
67	サクラ(ソメイヨシノ)	〃	1.5
68	サクラ(ヤエザクラ)	〃	1.5
69	サクラ(カンヒザクラ)	〃	1.5
70	サクラ(神代アケボノ)	〃	1.5
71	サルスベリ(赤)	〃	1.5
72	サルスベリ(白)	〃	1.5
73	サンシュ	〃	1.5
74	シダレヤナギ	〃	1.5
75	トウカエデ	〃	1.5
76	ナツツバキ(シャラノキ)	〃	1.5
77	ノムラモミジ	〃	1.5
78	ハナミズキ(アメリカヤマボウシ)赤	〃	1.5
79	ハナミズキ(アメリカヤマボウシ)白	〃	1.5
80	モクレン(赤紫)	〃	1.5
81	モクレン(白)	〃	1.5
82	ヤマボウシ	〃	1.5
83	ヤマモミジ(イロハモミジ含)	〃	1.5
84	ナンキンハゼ	〃	1.5
85	ネムノキ	〃	1.5
86	ハナモモ(照手)	〃	1.5
87	フジ(野田藤)	落葉つる性	1.5
88	イヌマキ	常緑針葉樹・高木	1.5
89	カイヅカイブキ	〃	1.5
90	クロマツ	〃	0.5
91	シロスギ(北山スギ)	〃	1.5
92	スギ	〃	0.5
93	ドイツトウヒ	〃	1.0
94	ヒノキ	〃	0.5
95	ヒマラヤスギ	〃	1.0
96	モミ	〃	1.0
97	イチョウ(雌・銀杏)	落葉針葉樹・高木	1.0
98	イチョウ(雄)	〃	1.5
99	メタセコイヤ	〃	1.5
100	1本支柱(真竹)	長=1.5m、径=4cm	
101	1本支柱(皮むき丸太(白))	長=1.5m、径=4.5cm	
102	2脚鳥居支柱(横木含)添柱無(白)	長=1.5m、径=4.5cm	
103	食害防止ネット(東エコーセン株)幼齢木ネットGS)	H=1.7m	

- 支柱は扱いやすい規格のもの3種類としております。(支柱が必要な場合は3種類から選択)
- 支柱は苗木の樹高が1.0m以上のものののみ対象(本数は該当する苗木の本数以内)
- 食害防止ネットについては、シカの食害の恐れのある地域が対象

大っこ安第 248 号  
令和 7 年 10 月 7 日

学区自治連合会長 様

大津市こども未来部こども総合支援局  
こども・子育て安心課長

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発について（お願い）

平素は、本市の児童福祉行政に対して、御理解と御協力を賜り、誠に有難うございます。

本市においては、毎年 11 月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発などを集中的に実施いたします。

つきましては、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン中（令和 7 年 11 月 1 日～30 日）における、児童虐待防止啓発のためのチラシ（A4 版）の掲示及び組回覧について、皆様の御協力を賜りたく、各自治会長及び自治会広報担当者様に対して、別紙のとおり依頼をさせていただきますので、御了承くださいますようお願い申し上げます。

なお、こども家庭庁から各自治体へのチラシ配付時期が 10 月下旬頃となっています。

つきましては、当課へチラシが届き次第、各市民センターの各自治会の棚に投函（10 月末頃を予定）いたしますので、御対応いただきますよう、何卒よろしくお願いいたします。

（※こども家庭庁からの配付時期によっては、11 月初旬の投函になる可能性があります。御了承いただきますようお願い申し上げます。）

記

1 自治会長様、自治会広報ご担当者様あて依頼文 別紙のとおり

2 送付物 児童虐待防止啓発チラシ（A4 版）2 種類

（1）掲示用チラシ（A4）・・・

2 種類（親子のための相談 LINE 版、児童相談所虐待対応ダイヤル 189 版）

※チラシの表面が見えるように掲示をお願いします。

（2）組回覧用チラシ（A4）・・・1 種類（児童相談所虐待対応ダイヤル 189 版）

＜問合せ先＞

大津市こども未来部こども総合支援局

こども・子育て安心課 担当：いたや まつの板谷、松野

077-528-2688（直通）

大っこ安第248号  
令和7年10月7日

自治会長様

自治会広報ご担当者様

大津市こども未来部こども総合支援局  
こども・子育て安心課長

### オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンにおける啓発について（お願い）

平素は、本市の児童福祉行政に対して、御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本市においては、毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」に合わせて、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発などを集中的に実施いたします。

つきましては、各自治会において、児童虐待防止啓発のためのチラシ（A4）の掲示及び組回覧について、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 送付物 児童虐待防止啓発チラシ（A4版2種類）

###### （1）掲示用チラシ（A4）・・

2種類（親子のための相談LINE版、児童相談所虐待対応ダイヤル189版）

※チラシの表面が見えるように掲示をお願いします。

###### （2）組回覧用チラシ（A4）・・1種類（児童相談所虐待対応ダイヤル189版）

##### 2掲示希望期間 オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン中（令和7年11月1日～30日）

※チラシが届いた後に、可能な範囲で御協力いただきますようお願いいたします。

##### 3各自治会へのチラシの配付時期及び配付方法について

こども家庭庁から各自治体へのチラシの配付時期が、10月下旬頃となっています。

つきましては、当課へチラシが届き次第、各市民センターの各自治会の棚に投函（10月末頃を予定）いたしますので、御対応いただきますよう、どうぞよろしくお願いします。

※なお、こども家庭庁からの配付時期によっては、11月初旬の投函になる可能性があります。御了承いただきますようお願い申し上げます。

#### ＜問合せ先＞

大津市こども未来部こども総合支援局

こども・子育て安心課 担当：いたや板谷、まつの松野

077-528-2688（直通）

### (1) 揭示用チラシ (A4) ・・(親子のための相談 LINE 版)

※チラシの表面が見えるように掲示をお願いします。

(2) 揭示用・組回覧用チラシ (A4) ・・(児童相談所虐待対応ダイヤル 189 版)

事務連絡  
令和7年10月7日

学区自治連合会長 様

大津市長 佐藤 健司

令和8年度大津市防犯カメラ設置事業補助金の活用予定調査について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、本市の事業に格別の御高配、御支援を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、本市におきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動団体等が防犯カメラ等を設置することに要する経費の一部を補助する「大津市防犯カメラ設置事業補助金」の活用を推進しております。

つきましては、下記のとおり、次年度に向けてあらかじめ令和8年度の当該補助金の活用予定についてお伺いさせていただきます。

御多忙のところ誠に恐縮でございますが、該当がある場合は、別紙「調査票」にて御報告いただきますようお願い申し上げます。

※ 設置予定がない場合、報告書の提出は不要です。

※ 令和8年度の申請期間は、令和8年4月から12月末までを予定しております。

#### 記

1. 調査票 別紙のとおり
2. 報告期限 令和7年10月31日（金）
3. 報告内容 申請団体、設置予定台数、設置事業費総額（概算）
4. 報告方法 支所遞送又はメールにて自治協働課生活安全係まで（メールでの報告をご希望の場合は、本文に「団体名」、「設置予定台数」、「概算金額」を記載のうえ、下記メールアドレス宛に送信してください。）
5. その他
  - ・本調査が来年度の補助金申請の条件となるものではありません。
  - ・見積書の添付は不要です。概算額を記入してください。
  - ・（自治会分及び自主防犯団体分に関して）学区自治連合会での取りまとめは不要です。

（参考：補助額）

- ・対象経費の1／2（千円未満切り捨て）（※補助上限あり）
- ※ 補助上限額 設置するカメラが1台であるときは、15万円まで  
" 2台以上であるときは、20万円まで
- ※ 設置後の維持管理費用については設置者負担となります。

#### 【お問い合わせ先】

大津市市民部自治協働課生活安全係 担当：柳下・岸田  
TEL 077-528-2816  
Fax 077-523-0411  
Email otsu1130@city.otsu.lg.jp

事務連絡  
令和7年10月7日

自治会長様

大津市長 佐藤 健司

令和8年度大津市防犯カメラ設置事業補助金の活用予定調査について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、本市の事業に格別の御高配、御支援を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、本市におきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動団体等が防犯カメラ等を設置することに要する経費の一部を補助する「大津市防犯カメラ設置事業補助金」の活用を推進しております。

つきましては、下記のとおり、次年度に向けてあらかじめ令和8年度の当該補助金の活用予定についてお伺いさせていただきます。

御多忙のところ誠に恐縮でございますが、該当がある場合は、別紙「調査票」にて御報告いただきますようお願い申し上げます。

※ 設置予定がない場合、報告書の提出は不要です。

※ 令和8年度の申請期間は、令和8年4月から12月末までを予定しております。

記

1. 調査票 別紙のとおり
2. 報告期限 令和7年10月31日（金）
3. 報告内容 申請団体、設置予定台数、設置事業費総額（概算）
4. 報告方法 支所遞送又はメールにて自治協働課生活安全係まで（メールでの報告をご希望の場合は、本文に「団体名」、「設置予定台数」、「概算金額」を記載のうえ、下記メールアドレス宛に送信してください。）
5. その他
  - ・本調査が来年度の補助金申請の条件となるものではありません。
  - ・見積書の添付は不要です。概算額を記入してください。
  - ・直接、自治協働課までご報告ください。

（参考：補助額）

・対象経費の1／2（千円未満切り捨て）（※補助上限あり）

※ 補助上限額 設置するカメラが1台であるときは、15万円まで

〃 2台以上であるときは、20万円まで

※ 設置後の維持管理費用については設置者負担となります。

【お問い合わせ先】  
大津市市民部自治協働課生活安全係 担当：柳下・岸田  
TEL 077-528-2816  
Fax 077-523-0411  
Email otsu1130@city.otsu.lg.jp

事務連絡  
令和7年10月7日

各学区自主防犯団体代表者様

大津市長 佐藤 健司

令和8年度大津市防犯カメラ設置事業補助金の活用予定調査について（依頼）

秋冷の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は、本市の事業に格別の御高配、御支援を賜り、誠にありがとうございます。  
さて、本市におきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自主防犯活動団体等が防犯カメラ等を設置することに要する経費の一部を補助する「大津市防犯カメラ設置事業補助金」の活用を推進しております。

つきましては、下記のとおり、次年度に向けてあらかじめ令和8年度の当該補助金の活用予定についてお伺いさせていただきます。

御多忙のところ誠に恐縮でございますが、該当がある場合は、別紙「調査票」にて御報告いただきますようお願い申し上げます。

※ 設置予定がない場合、報告書の提出は不要です。

記

1. 調査票 別紙のとおり
2. 報告期限 令和7年10月31日（金）
3. 報告内容 申請団体、設置予定台数、設置事業費総額（概算）
4. 報告方法 支所遞送又はメールにて自治協働課生活安全係まで（メールでの報告をご希望の場合は、本文に「団体名」、「設置予定台数」、「概算金額」を記載のうえ、下記メールアドレス宛に送信してください。）
5. その他
  - ・本調査が来年度の補助金申請の条件となるものではありません。
  - ・直接、自治協働課までご報告ください。
  - ・令和8年度の申請期間は、令和8年4月から12月末までを予定しております。

（参考：補助額）

・対象経費の1／2（千円未満切り捨て）（※補助上限あり）

※ 補助上限額 設置するカメラが1台であるときは、15万円まで

〃 2台以上であるときは、20万円まで

※ 設置後の維持管理費用については設置者負担となります。

【お問い合わせ先】

大津市市民部自治協働課生活安全係 担当：柳下・岸田  
TEL 077-528-2816  
Fax 077-523-0411  
Email otsu1130@city.otsu.lg.jp

事務連絡  
令和7年10月7日

学区自治連合会長 様  
自治会長 様

大津市長 佐藤 健司

### 令和7年度大津市防犯カメラ設置事業補助金の活用について（ご案内）

初秋の候、貴職におかれましては、ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本市の事業に格別の御高配、御支援を賜り、誠にありがとうございます。さて、最近の犯罪件数の増加に伴い、防犯カメラの設置・活用が一層重要視されています。本市におきましては、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、自治会、自主防犯活動団体等が防犯カメラ等を設置することに要する経費の一部を補助する「大津市防犯カメラ設置事業補助金」の活用を推進しております。

つきましては、今年度防犯カメラの設置を検討されている場合は本補助金を活用いただけますので、改めてご案内いたします。

#### 記

1. 資料 ふれあいまちづくり資料集（抜粋）
2. その他 工事期間等を考慮し、12月26日までの申請でお願いします。  
なお、補助の対象となるのは、令和7年度中に設置・工事を完了できるものに限ります。  
また、補助金の交付決定前に実施した設置工事は補助の対象外となりますので、ご留意ください。その他、防犯カメラの設置工事についてご不明な点がある場合は、下記までお問い合わせください。

#### （参考：補助額）

- ・対象経費の1／2（千円未満切り捨て）（※補助上限あり）
  - ※ 補助上限額 設置するカメラが1台であるときは、15万円まで  
" 2台以上であるときは、20万円まで
  - ※ 設置後の維持管理費用については設置者負担となります。
  - ※ 予算に限りがありますので、事前に下記担当までお問い合わせください。

#### 【お問い合わせ先】

大津市市民部自治協働課生活安全係 担当：柳下・岸田  
TEL 077-528-2816  
Fax 077-523-0411  
Email otsu1130@city.otsu.lg.jp

## 令和8年度 大津市防犯カメラ設置事業補助金活用予定調査票

No	申請団体	担当者	連絡先	設置予定台数(台)	設置事業費総額(円) (概算)
1					

### 大津市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（一部抜粋）

#### （補助金の交付の対象者）

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 小学校区又はおおむね小学校区と同等と認められる区域において安全で安心なまちづくりに資する活動に取り組んでいる自主活動団体
- (2) 学区自治連合会
- (3) 自治会及び自治会の集合体

#### 【お問い合わせ先】

市民部自治協働課生活安全係 担当：柳下・岸田

TEL 077-528-2816

Fax 077-523-0411

Email otsu1130@city.otsu.lg.jp

## 防犯カメラ設置事業補助

事業内容	街頭犯罪等の抑止を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するため、犯罪が生じるおそれがあると認められる地域の街頭において、自主防犯活動団体等が防犯カメラ及び記録装置等を購入・設置することに要する経費の一部を補助する事業。
申請単位	<p>カメラ等の管理を継続的に行うことが可能と認められる以下の団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 小学校区又はおおむね小学校区と同等と認められる区域において安全なまちづくりに資する活動に取り組んでいる自主活動団体</li> <li>② 学区自治連合会</li> <li>③ 自治会及び自治会の集合体</li> </ul>
補助対象	<p>防犯カメラの購入・設置に関して、次の全ての要件を満たした事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本市の区域内に設置されるものであること。</li> <li>② 地域性を考慮した設置場所であること。</li> <li>③ 主に道路等の公共空間を撮影範囲とし、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。</li> <li>④ 設置場所の所有者・管理者の許可を受けていること。</li> <li>⑤ 防犯カメラの設置を示すプレート等を設置すること。</li> <li>⑥ カメラ等の設置に関し、本市の他の補助金交付を受けないこと。</li> <li>⑦ 関係法令に違反していないこと。</li> <li>⑧ 滋賀県警察と設置場所や撮影方向等について協議していること。</li> <li>⑨ その他市長の定める管理上の指示に従っていること。</li> </ul>
補助金の算出基準 及び補助金額	<p>一団体当たり、200,000円を限度 (但し、一の補助対象事業において設置するカメラ等が1組であるときは、150,000円を限度とする)</p> <p>補助率 1/2</p> <p>※申出団体の交付申請額の合計が予算額を超えた場合は、交付決定額を調整させていただくことがあります。</p>
受付期間	令和7年4月1日（火）から令和7年12月26日（金）まで
担当課（連絡先）	市民部自治協働課 電話：077-528-2816
その他事項等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>予算に限度がありますので、事業を計画されている団体は、必ず事前に自治協働課までご相談ください。</u></li> <li>・ <u>補助金の交付決定前に行った設置工事は補助の対象外です。</u></li> </ul>
ホームページ URL	<a href="https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/bohan/torikumi/139005.html">https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/010/1130/g/bohan/torikumi/139005.html</a>
ホームページ 二次元コード	 <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <span>大津市 防犯カメラ設置</span> <div style="border: 1px solid #0056b3; padding: 2px 10px; border-radius: 10px; display: flex; align-items: center;"> <span style="font-size: 1.5em; margin-right: 5px;">🔍</span> <span>検索</span> </div> </div>

資料 No 4

大消予第532号  
令和7年10月7日

学区自治連合会長様

大津市消防局長

令和7年秋の火災予防運動の実施について（お願い）

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の消防行政の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、本年も来る11月9日（日）から11月15日（土）までの7日間に  
わたり、全国一斉に秋の火災予防運動を実施いたします。

当消防局におきましては、本運動の重点目標として住宅防火対策の推進を掲  
げて各種の広報活動を実施してまいります。

つきましては、本運動の効果的な実施にご協力賜りますとともに、自治会長  
様にも広報ポスターの掲出について併せてご依頼する旨、ご了承いただきます  
よう重ねてお願い申し上げます。

なお、自治会長様宛依頼文、広報ポスターにつきましては、10月上旬に支  
所経由でお届けいたします。

大津市消防局予防課  
安全指導係 武田・安田  
Tel 077-525-9902 Fax 077-525-9904  
E-mail otsu2353@city.otsu.lg.jp

資料 No 4

大消予第532号  
令和7年10月7日

自治会長様

大津市消防局長

令和7年秋の火災予防運動の実施について（お願い）

時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の消防行政推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年も来る11月9日（日）から11月15日（土）までの7日間にわたり、全国一斉に秋の火災予防運動を実施いたします。

当消防局におきましては、本運動の重点目標として住宅防火対策の推進を掲げて各種の広報活動を実施してまいります。

つきましては、本運動の効果的な実施にご協力賜りますとともに、別添広報ポスター（A3サイズ）の掲出につきましても併せてご配意賜りますようお願い申し上げます。

なお、広報ポスターの掲出は、自治会様のご迷惑にならない範囲で掲出をお願いいたします。

大津市消防局予防課  
安全指導係 武田・安田  
Tel 077-525-9902 Fax 077-525-9904  
E-mail otsu2353@city.otsu.lg.jp

# 油断禁物

その油断が後悔に。火の確認 忘れずに！



大津市消防局  
大津市消防団

大津市消防局  
動画サイトはコチラから



## 資料 No. 5

事務連絡  
令和7年10月7日

学区自治連合会長様

大津市防火保安協会  
会長 増田 喜代司  
(公印省略)

### 「防火と防災おおつ」第25号(2025年号)の組回覧について(お願い)

爽秋の候 ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、地域の防火・防災活動に格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大津市防火保安協会では地域の皆様に防火・防災に関する知識を共有していくための広報誌として、「防火と防災おおつ」を発刊いたしております。

このたび、10月に第25号(2025年号)を発行の運びとなりました。

つきましては、自治会の組回覧をご依頼いたしますので、格別のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

秋の火災予防運動に合わせ各消防署所経由で自治会様ごとに封入してお届けいたします。

大津市防火保安協会事務局 増田  
TEL 077-525-9937 FAX 077-526-7946  
E-mail [otsuboka@triton.ocn.ne.jp](mailto:otsuboka@triton.ocn.ne.jp)

# 防火と防災 おおつ

第25号  
2025年

(発行2025年10月)

## 『感震ブレーカー』設置で減少 地震火災の過半数は電気が原因

皆さんの関心ごとのひとつは、次の大地震がいつくるかではないでしょうか。それでは質問です。皆さんは、地震火災は地震後すぐ起こっていると考えていませんか。もちろん地震後すぐに起こる火災はゼロではありませんが、40分ほど経ってから起こる火災が多いことをご存じですか。じつは地震発生後に起こる電気が原因の火災が問題になっています。しかもそれはある程度時間が経ってから起こるから厄介です。そこで今注目されているのが震度5強の地震発生時に自動的に電気を遮断できる『感震ブレーカー』をつけることです。(関連記事2面)

### 地震大国ニッポン 僅かの国土に地震が集中

一般財団法人日本防火・防災協会の「防火管理業務テキスト(令和7年度版)」の67ページの大地震の発生危険性として「地球のわずか0.25%ほどの陸地面積の日本列島で、世界中の地震の約10%が発生しているといわれています。特に、マグニチュード6以上の地震では、約21%にもなります。」とあります。まさに「地震大国ニッポン」なのです。この原稿をまとめている今朝にも北海道・釧路で震度4がありましたし、九州・鹿児島のトカラ列島では住民が島外避難するほど揺れが続いています。

4枚のプレートが日本周辺でぶつかり合っているのですから当然といえば当然です。滋賀県も南海トラフ巨大地震の想定震源域に覆われているだけでなく、大津市西部にはいくつかの断層があり、地震の影響からは免れることはできません。地震は全国どこででも起こり、それがいつ起こるかわかりません。

その被害を少しでも無くすことが重要になっているのです。『感震ブレーカー』をつけることも解決策のひとつ。『感震ブレーカー』を設置することで、揺れで自動的に電気を遮断し、地震後、通電されても電気配線の損傷や電気器具の落下などによる出火を減らすくみです。

大きな地震発生時には、最近では机に潜り込むなどまず身を守ることが優先され、揺れが収まってから火の始末をすることが推奨されていますが、動転しているため、電気のブレーカーを切ることまで気が回らないでしょう。『感震ブレーカー』はそれを自動的にやってしまおうというわけです。

### 既存住宅でも後付け可能。3分余裕のタイプも

『感震ブレーカー』にはいくつかの種類があり、電気工事が必要な分電盤に内蔵されたもの(新築時多くの人がこれにあたります)や分電盤に後付けするもの(既存の住宅)から、電気工事が必要でない重りの落下やバネの力を利用した簡易タイプがあるなど、さまざま。コン



感震ブレーカーの相談を受ける大津市消防局の窓口

セントタイプも商品化されており、内蔵のセンサーが揺れを感じすればコンセントの電気を即遮断するものもあれば、電気器具の差し込みに取り付けるものもあります。前者は電気工事が必要ですし、後者は必要ありません。

ただし、分電盤タイプでは内蔵、後付けに限らず特徴があります。地震を検知して即遮断するのではなく、3分ほど通電するくみになっていて、とくに夜間などで突然暗闇になる心配はありません。

大津市消防局や各消防署ではこうした『感震ブレーカー』の設置の相談やお問い合わせに応じています。地震による火災の過半数は電気が原因といわれても、なかなか実感できませんが、データがそれを裏付けています。『感震ブレーカー』をつけることで、地震発生時の火災被害を少しでも減らしましょう。

お問い合わせ先：大津市消防局 予防課 Tel: 077-525-9902

大津市防火保安協会は、消防局と連携のもとに、市民や会員の方々の防火防災意識の向上をめざして活動しています。当協会の目的に賛同していただける個人や事業所様のご加入をお待ちしています。

〈発行者〉 大津市防火保安協会  
〈事務局〉 大津市防火保安協会事務局 大津市御陵町3-1  
大津市消防局内 (TEL) 077-525-9937  
〈ホームページ〉 <https://otsuboka.org/>



新しくなった！

# 大津市中消防署

大津市中心部の新たな消防防災拠点として  
令和6年12月1日から運用を開始。



## 4つのコンセプト

- ①大規模災害時に迅速に対応できる施設
- ②市民防災力の向上
- ③庁舎全体を有効活用した訓練施設
- ④万が一に備えた浸水対策

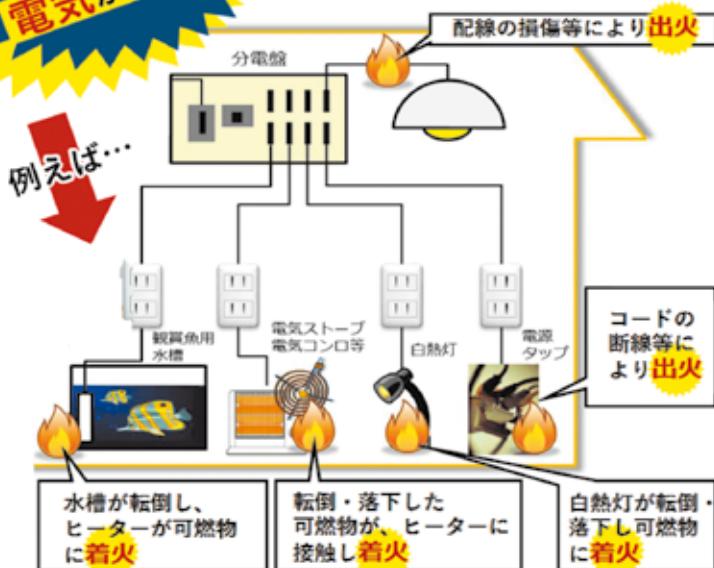


お問い合わせ先：大津市消防局 消防総務課 TEL: 077-525-9901

地震による火災の  
過半数は  
電気が原因です

地震の時、自動で電気を遮断できる！

## 感震ブレーカーを設置しましょう



感震ブレーカーには種類があります  
用途に応じて適切に設置しましょう

【分電盤タイプ】…センサーが揺れを感じし、一定時間後に、ブレーカーが作動

内蔵型

後付型



【コンセントタイプ】…センサーが揺れを感じし、コンセントの電気を即遮断



【簡易タイプ】…重りの落下やバネの作動によりブレーカーを操作、電気を即遮断



## 東日本大震災における 火災の発生原因

※日本火災学会調査(2014)



大津市消防局  
HPはこちらから⇒



お問い合わせ先：大津市消防局 予防課 TEL: 077-525-9902

急な病気やケガ・・・救急車？ 病院？



## 滋賀の救急電話相談

#7119

IP電話、ダイヤル回線からはこちら → ☎ 077-528-1317

24時間365日

- ・看護師等が対応をアドバイス
- ・医療機関も案内

お問い合わせ先：大津市消防局 警防課救急高度化推進室 TEL：077-525-9903

## AED運搬支援アプリ【AED GO】始まりました



AED GOアプリって？

心肺停止現場近くの救命ボランティアに、発生場所とAEDの場所をお知らせし、救急車より早く応急手当を実施していただくものです。これにより、救命率のさらなる向上を目的としています。

救命ボランティア登録

AED GOアプリをダウンロードし、登録申請を行います。

AEDの使用や応急手当が不安

初めての方でも簡単に使用できます。  
現場に居合わせた方と協力して応急手当を実施してください。



詳しくはこちら↑

ぜひ救命ボランティア登録にご協力ください！

お問い合わせ先：大津市消防局 通信指令課 TEL：077-522-0119

# いつ起こるかわからない災害に備えて



もしものために…日ごろから  
**情報収集**をしましょう

防災ナビ



防災気象情報、避難情報、地震情報のほか、今いる場所の土砂災害の危険性の注意喚起をプッシュ通知でお知らせします。



◀ iPhone用



◀ Android用



防災メール



携帯電話やパソコンへ避難情報や気象情報などをメールで配信しています。

登録はこちら



土砂災害警戒情報について  
2022/07/19 大津市 17:28

大津市南部に発表されていました土砂災害警戒情報及び洪水平警報は、7月19日17時10分に解除されました。

また、同日17時04分に大津市南部に発表されていました洪水平警報が解除されました。

ただし、災害警戒本部体制は継続中です。

なお、大津市南部に発表されている大雨警報は現在も継続中です。

引き続き今後の気象情報には十分にご注意ください。

▼登録内容変更手続き  
<https://mb.wbs.jp/mb/mbr/hp/up.php?otsu12232>

▼記録停止手続き  
<https://mb.wbs.jp/mb/map/?otsu12232>

災害用伝言ダイヤル171



電話がつながりにくい災害時に伝言を残せるサービスです。家族間の安否確認や集合場所の連絡などに利用ができます。



もしものために…  
**マイ・タイムライン**をつくりましょう！



土砂災害の発生や河川の氾濫などの風水害時に自分自身がとる防災行動を時系列で整理した防災行動計画のことです。

いざというときに落ち着いて行動できるよう、ご自身のタイムラインを作成し、風水害時の行動を整理しておきましょう。

マイ・タイムラインの様式がダウンロードできます。ぜひ作ってみてください！



# 資料 No. 6

令和 7 年 10 月 7 日

学区自治連合会長様

総務部危機管理監

## 令和 7 年度大津市総合防災訓練の実施について（お知らせ）

平素は、本市防災行政に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、地域住民、防災関係機関、行政が連携し、災害対応力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的として、令和 7 年度大津市総合防災訓練を下記のとおり実施いたしますのでお知らせいたします。

### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 実施日時   | 令和 7 年 11 月 9 日（日） 8 時 30 分から 12 時 00 分まで  |
| 2 実施場所   | 日吉台小学校を主会場とした日吉台学区全域   |
| 3 実施内容   | 別添資料のとおり   |
| 4 観察のご案内 | 各学区の自治連合会長様及び自主防災会長様へのご観察の案内については、<br>日吉台学区と近隣学区との連携の観点から、「雄琴学区、坂本学区、下阪本学区及び唐崎学区」にご案内させていただきます。<br>また、その他の学区の自治連合会長様及び自主防災会長様の皆様におかれましても、見学を希望される方がおられましたら、10 月 21 日（火）までに下記担当者へご連絡いただきますようお願いいたします。 |

### 【お問い合わせ先】

総務部危機・防災対策課 軽野、森脇

TEL : 077-528-2616

FAX : 077-523-2202

E-mail:otsu1223@city.otsu.lg.jp

## 令和7年度大津市総合防災訓練概要

## 1 目 的

各防災機関、関係団体、企業、地域住民の参加のもとに総合防災訓練を実施し、災害時において関係者が連携して、迅速かつ的確に対応できる体制づくりを検証し、市民の防災意識の高揚を図る。

## 2 訓練日時

令和7年11月9日（日）8時30分から12時00分まで

### 3 訓練場所

主 会 場：日吉台小学校

その他会場： 目吉台支所、目吉台学区各自治会内等



## 4 訓練中止基準

主な中止の基準：大雨・洪水・暴風警報のいずれかが発表されたとき

### 震度4以上の地震が発生した時

その他、大規模な災害が発生又は発生のおそれがあるとき

※中止時は、訓練当日午前6時30分に大津市のホームページへ掲載及び防災メール（事前登録が必要）で配信いたします。

## 5 訓練想定

午前8時30分、本市を震源とするマグニチュード7.8の直下型地震（琵琶湖西岸断層帶地震）が発生し、市北部地域で震度7を観測。その後の降雨により土砂災害発生の危険が高まる。

この地震と降雨により日吉台学区を中心に家屋の倒壊、同時火災の発生、ライフライン施設、道路の損壊、土砂災害等により多数の死傷者が発生したとの想定で訓練を実施。

## 6 主な訓練内容

### 【日吉台小学校】



災害対応訓練



避難所運営訓練



展示・体験ブース

### 【日吉台支所】



福祉避難所設置運営訓練



学区災害対策本部訓練

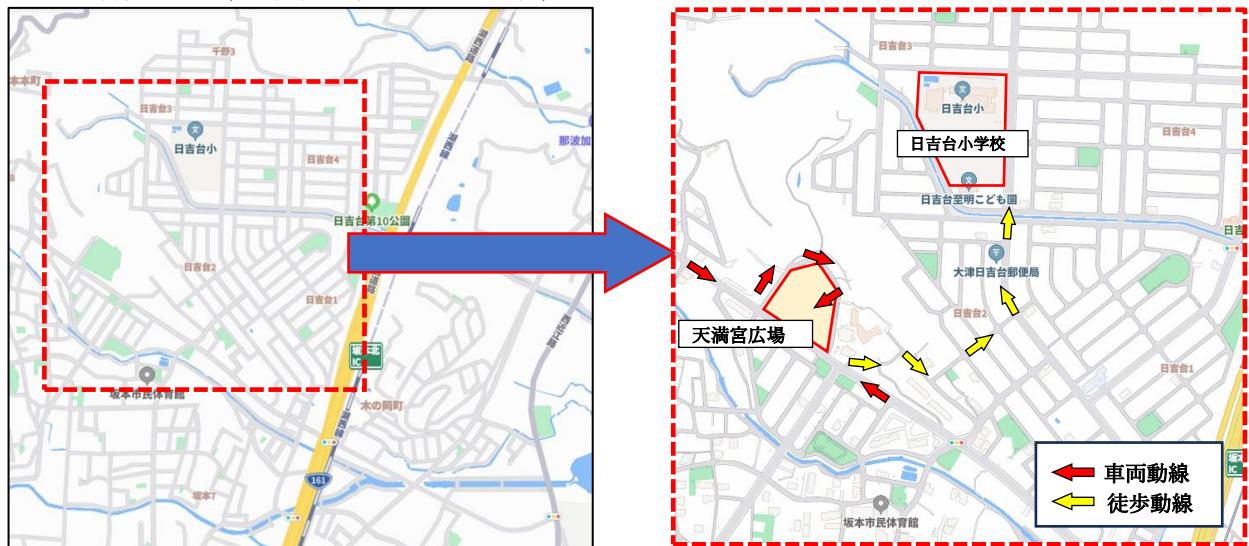


ボランティアセンター設置運営訓練

## 7 訓練観察

### 【来賓者駐車場】

#### 天満宮広場（大津市坂本八丁目 30 番）



### 【天満宮広場 ⇄ 日吉台小学校】

- ・マイクロバス（24人乗り）をご用意しております。
- ・徒歩での移動は、約10分。
- ・駐車スペースの関係上、可能な限り乗り合わせにてご来場ください。

### ＜参考＞ 訓練実施学区

平成27年度 濑田北学区  
平成28年度 真野北学区  
平成29年度 中止（台風）  
平成30年度 坂本・下阪本学区  
令和元年度 藤尾学区

令和2年度 中止（コロナ感染症）  
令和3年度 中止（コロナ感染症）  
令和4年度 田上学区  
令和5年度 膳所学区  
令和6年度 小野学区

## 資料 No.7

ご 資 推 第 1 5 号  
令和 7 年 1 0 月 7 日

学区自治連合会長 各位

### ごみ減量と資源再利用推進会議 会長 前川 賢慈

#### 「ノーポイ運動」街頭啓発及び清掃活動の実施について（お願い）

秋冷の候、貴職におかれましてはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、ごみ減量と資源再利用推進会議の運営に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、毎年、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定められている「環境美化の日（12月1日）」を『ノーポイ運動行動日』とし、大津市内の店舗及び駅頭を中心にノーポイ啓発とポイ捨てごみの清掃活動を実施していただいております。

そこで今年度も当該事業につきまして、別添要領のとおり実施させていただきますので何卒格別の御協力をお願い申し上げます。

※ 活動日は「環境美化の日（12月1日）」を基準日とした前後3週間程度以内に実施いただきますよう御協力をお願いいたします。

#### 記

・令和7年度ノーポイ運動実施要領 別添のとおり

ごみ減量と資源再利用推進会議事務局：  
大津市環境部廃棄物減量推進課 担当：白井・山田  
〒520-8575 大津市御陵町3-1  
電話：077-528-2802 fax：077-523-2423  
メール：otsu1703@city.otsu.lg.jp

## 令和7年度ノーゴミ運動実施要領

### 趣旨

大津市では、水と緑を守りともに暮らすまちづくりを目指し、ごみのない美しい街づくりを推進しており、ごみ減量と資源再利用推進会議でも、大津市と一体となり、ノーゴミ運動の実践と啓発に努めている。

毎年、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定められている「環境美化の日（12月1日）」を『ノーゴミ運動行動日』として大津市内の店舗及び駅頭を中心にノーゴミ啓発とゴミ捨てごみの清掃活動を実施する。

### 日時

毎年12月1日を基準日とするブロック会議等で計画する日時

### 場所

ごみ減量と資源再利用推進会議のブロック会議等で計画する場所

### 活動内容

- ・啓発場所における呼びかけ啓発と啓発物品の手渡し
- ・美化清掃活動

### 物品及び備品の準備

啓発物品や清掃備品等は、廃棄物減量推進課職員が準備し、集合時間までに啓発場所に運搬する。

啓発物品・・・原則指定透明ごみ袋(200)

清掃備品・・・軍手、はさみ、ごみ袋

啓発備品・・・のぼり、タスキ、ゼッケン、かご、軍手

### 主催

ごみ減量と資源再利用推進会議・大津市

## R6ノーポイ運動 活動実績

ブロック	学区	日程	行動内容(昨年)	参加者数	可燃	不燃	かん	びん	ペットボトル	その他	合計
北部	小松 木戸 和邇 小野	12/1(日) 15:00	啓発	19							0
	比良麓の会(小松)	11/17(日) 9:00	清掃	112	130	1	0	0	0	0	131
	小松森の会(小松)	11/24(日) 9:00	清掃	14	2	0	0	0	0	0	2
	北比良(小松)	12/1(日) 8:00	清掃	486	104	0	2	0	1	0	107
	南比良(木戸)	12/1(日) 10:00	清掃	130	100	10	0	0	0	0	110
	和邇	12/1(日)	啓発・清掃	1400	180	5	10	3	15	0	213
西北部	葛川 伊香立 真野 真野北 堅田 仰木 仰木の里	12/3(火) 16:00	啓発・清掃	20	3	0	1	0	0	0	4
中北部	雄琴	12/1(日) 10:00	啓発	5							0
	日吉台 坂本 下阪本	12/1(日) 8:00		22							0
	唐崎	随時	清掃	500	1000	10	0	0	0	0	1010
		12/5(木)	清掃	360	350	0	0	0	0	0	350
中部	滋賀 山中比叡平 長等	12/6(金) 10:00	啓発	3							0
	藤尾	12/7(土) 9:00	啓発・清掃	20	3	0	0	0	0	0	3
	逢坂 中央	12/6(金) 8:00	啓発	18							0
	平野	12/7(土) 10:00	啓発・清掃	21	3	1	1	1	0	1	7
中南部	膳所	12/1(日) 10:00	啓発	2							0
	富士見	12/1(日) 11:00	啓発・清掃	10							0
	晴嵐	12/2(月) 8:00		40	3	0	1	1	0	0	5
	石山	12/1(日) 10:00	(啓発)・清掃	19	2	0	1	1	0	0	4
南部	南郷	12/1(日) 10:00	啓発・清掃	37	5	1	1	1	1	0	9
	大石	12/1(日) 9:00	啓発・清掃	14	3	0	0	0	0	1	4
	田上	12/1(日) 9:30	啓発・清掃	40	4	1	1	0	0	0	6
	上田上										
東部	青山	随時	清掃	2000	1500	0	0	0	0	0	1500
	瀬田	12/1(日) 9:00	啓発・清掃	22	5	1	5	1	1	0	13
	瀬田北	12/2(月) 7:30	啓発	16							0
		11/27(月) ~ 12/1(金)	啓発	6							0
	瀬田南	12/1(日) 10:00	啓発・清掃	52	6	1	1	1	1	1	11
	瀬田東	11/30(土) 7:30	啓発・清掃	174	10	1	2	1	2	0	16
合計 (袋数)				5562	3413	32	26	10	21	3	3505
合計 (kg) 5kg／袋 で換算					17065	160	130	50	105	15	17525